# C-7-3 改1 平成29年9月22日

#### 東海第二発電所 添付書類五 比較表

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

現行設置許可 添付書類五 (平成21年11月17日許可) 東海第二発電所 添付書類五 記載案 相違点 1. 設計及び運転等のための組織 1. 組織 平成21年7月1日現在における原子力関係組織系統図は、第1図に示すとおりである。 本変更に係る設計及び運転等は第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 先行プラントの記載を踏まえ これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで発電所の設計及び運 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3 た記載の充実化 転等に係る業務を行っている。 の 24 第 1 項の規定に基づく東海第二発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」とい う。) 等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで東海第二発電所の設計及 び運転等に係る業務を適確に実施する。 本変更に係る設計及び工事の主な業務については、工事の計画及び安全評価を発電管理 本変更に係る設計及び工事の業務については、設計方針を発電管理室及び開発計画室に 室が、建屋設計を開発計画室が、詳細設計及び現地工事管理を東海第二発電所保修室が行 て定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は東海第二発電所 う。 において実施する。 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」 本変更に係る運転及び保守の業務については、東海第二発電所の発電用原子炉施設の運 | 先行プラントの記載を踏まえ 第37条第1項の規定に基づく東海第二発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」とい 転及び燃料取扱いに関する当直業務は発電直が、発電用原子炉施設の運転の計画及び管理│た記載の充実化 う。) で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を遂行する。東海第二発電所 に関する業務は運転管理グループが、当直業務の支援に関する業務は運転支援グループが、 においては、原子炉施設の運転は発電室が、原子炉施設の保守管理は保修室が、放射性廃 発電用原子炉施設の燃料の管理(発電直所管業務を除く。)に関する業務は炉心・燃料グル 棄物管理等は安全管理室が行う。 ープが、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務は放射線・化学管理グル ープが、発電用原子炉施設の保修管理の総括に関する業務は保守総括グループが、発電用原 子炉施設のうち、電気、計測制御関係設備の保守管理(工務・設備診断グループ及び直営電 気・制御グループ所管業務を除く。) に関する業務は電気・制御グループが、発電用原子炉 施設のうち機械関係設備(建物、構築物を含む。)の保守管理(工務・診断グループ及び直 営機械グループ所管業務を除く。) に関する業務は機械グループが、電気・制御グループ又 は機械グループと協議して定める発電用原子炉施設の保全のうち設備診断の実施に関する 業務は工務・設備診断グループが、電気・制御グループと協議して定める発電用原子炉施設 の保全の実施(工務・設備診断グループ所管業務を除く。)に関する業務は直営電気・制御 グループが、機械グループと協議して定める発電用原子炉施設の保全の実施(工務・設備診 断グループ所管業務を除く。) に関する業務は直営機械グループが、非常時の措置、初期消 火活動のための体制の整備に関する業務は安全・防災グループが、発電用原子炉施設の保安 運営の総括に関する業務は保安運営グループが、発電用原子炉施設の運転保守計画及び管 理並びに技術管理に係る事項の総括に関する業務はプラント管理グループが実施する。 運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、あらかじ│新規制基準施行後に追加 め、発電所長を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が非常事態を宣言し た場合は発電所災害対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。 原子力防災組織を第2図に示す。 この組織は、東海第二発電所の組織要員により構成され、原子力災害への移行時には、本 新規制基準施行後に追加 店の原子力防災組織と連携し、外部からの支援を受けることとする。自然災害又は重大事故 等が発生した場合は、重大事故等対策要員にて初期活動を行い、原子力防災管理者(発電所 長)の指示の下、重大事故等対策要員及び発電所外から参集した参集要員が役割分担に応じ て対処する。また、重大事故等の発生と自然災害が重畳した場合には、原子力防災組織にて

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

現行設置許可 添付書類五 (平成21年11月17日許可)	東海第二発電所 添付書類五 記載案	相違点
また、施設の保安に関する事項を審議するため、本店に原子炉施設保安委員会を、東海第二発電所に原子炉施設保安運営委員会を設置しており、本変更に係る保安上必要な事項について審議する。	適確に対処する。 原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき本店に原子炉施設保安委員会を、東海第二発電所に東海第二発電所原子炉施設保安運営委員会を設置している。原子炉施設保安委員会は、法令上の手続きを要する発電用原子炉設置(変更)許可申請書本文記載の構築物、系統及び機器の変更、保安規定の変更等を審議し、東海第二発電所原子炉施設保安運営委員会は、発電所で作成すべき手順書の制定・改正等の発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議することで役割分担を明確にしている。	先行プラントの記載を踏まえ た記載の充実化

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

現行設置許可	添付書類五(平成21年11月17日許可)	東海第二発電所 添付書類五 記載案	相違点
理行政置許可		東海第二発電所、添付書類五、記載案	相違点 図は本文の後ろへ記載
対対地区     対対地区     対対地区申请者和所     主部     社会研修センター     技会研修センター			

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

### 現行設置許可 添付書類五 (平成21年11月17日許可)

#### 2. 設計及び運転等に係る技術者の確保

#### (1) 技術者数

平成21年7月1日現在における本店及び東海第二発電所の技術者数は、496名であり、 このうち、10年以上の経験を有する管理者が234名在籍している。

本店及び東海第二発電所の技術者の人数は、第1表に示すとおりである。

第1表 本店及び東海第二発電所の技術者の人数

平成21年7月1日現在

	技術者	技術者	技術者のうち有資格者の人数					
	の総人数	管理者	任技術者 有資格者	第一種ボイ ラー・タービン 主任技術 者有資格	者の基準 に適合し た者の人	射線取扱 主任者有 資格者の	格者の人	
				者の人数	数	人数	数	
本店	247	149 (149)	27	12	3	44	8	
		(140)						
東海第二 発電所	249	85 (85)	6	11	10	21	4	

注:()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。

#### (2) 有資格者数

第 1 表に示すとおり、本店及び東海第二発電所の技術者のうち、原子炉主任技術者の有 資格者が33名、第一種ボイラー・タービン主任技術者の有資格者が23名、第一種放射線 取扱主任者の有資格者が 65 名及び第一種電気主任技術者の有資格者が 12 名である。今後 とも必要な教育及び訓練により技術者を確保するとともに,各種資格取得を奨励し,必要な 有資格者を確保していく。

また, 東海第二発電所では, 運転責任者として経済産業大臣が定める基準に適合した者が 10 名である。

#### 2. 技術者の確保

#### (1) 技術者数

技術者とは、技術系社員のことを示しており、平成29年8月1日現在、本店及び東海 第二発電所の技術者の人数は、615名であり、そのうち東海第二発電所における技術者の 人数は 213 名である。

東海第二発電所 添付書類五 記載案

このうち、10年以上の経験年数を有する管理職が267名在籍している。

表は本文の後ろへ移動

相違点

#### (2) 有資格者数

本店及び東海第二発電所における平成29年8月1日現在の有資格者の人数は、次のと 先行プラントの記載を踏まえ おりであり、そのうち東海第二発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。

た記載の充実化

発電用原子炉主任技術者 30 名 (3 名) 第1種放射線取扱主任者 82 名 (18 名) 第1種ボイラー・タービン主任技術者 13名(8名) 第1種雷気主任技術者 7名(2名) 運転責任者として原子力規制委員会が定める 13名 (11名)

基準に適合した者

また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等の対応として資機材の運搬等を行う 新規制基準施行後に追加 こととしており、大型自動車等の資格を有する技術者数についても確保している。

本店及び東海第二発電所の技術者及び有資格者の人数を第 1 表に示す。現在、確保し ている技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計 及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、必要な教 育及び訓練を行うとともに、採用を通じ、必要な有資格者と技術者を継続的に確保し、配 置する。

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

		名称の相違(実質的な相違なし)
現行設置許可 添付書類五 (平成21年11月17日許可)	東海第二発電所 添付書類五 記載案	相違点
3. 設計及び運転等の経験 当社は、昭和32年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。 また、昭和41年7月に東海発電所の営業運転を開始して以来、計4基の原子力発電所を有し、現在では平成13年12月から廃止措置に着手した東海発電所を除き、3基の原子力発電所について順調な運転を行っている。	者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遺し、技術的能力の蓄積に努めてきた。 また、昭和41年7月に東海発電所の営業運転を開始して以来、計4基の原子力発電所を	
原子炉の名称 (原子炉熱出力) 営業運転の開始 東海発電所 (585MW) 昭和41年7月25日 (平成13年10月4日原子炉の解体の届出) (平成18年6月30日廃止措置計画認可) 東海第二発電所 (3,293MW) 昭和53年11月28日 敦賀発電所1号炉 (1,064MW) 昭和45年3月14日 敦賀発電所2号炉 (3,423MW) 昭和62年2月17日	原子力発電所 (原子炉熱出力) 営業運転の開始 東海発電所 (585MW) 昭和41年7月25日 (平成13年10月4日原子炉の解体の届出) (平成18年6月30日廃止措置計画認可) 東海第二発電所 (3,293MW) 昭和53年11月28日 教賀発電所1号炉 (1,064MW) 昭和45年3月14日 (平成29年4月19日廃止措置計画認可) 教賀発電所2号炉 (3,423MW) 昭和62年2月17日	
当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。 また、営業運転開始以来、計 4 基の原子力発電所において、約 40 年に及ぶ運転及び東海発電所での廃止措置を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。 これまでに東海第二発電所では使用済燃料乾式貯蔵建屋等の建屋設置工事を行っており、本変更に係る固体廃棄物作業建屋と類似の設計及び運転等の経験を有している。	有し、技術力を維持している。 また、営業運転開始以来、計4基の原子力発電所において、約50年に及ぶ運転並びに東海発電所及び敦賀発電所1号炉での廃止措置を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。	
	また、耐震裕度向上工事として、残留熱除去系熱交換器、可燃性ガス処理系配管、中央制御室換気空調系ダクトサポート、排気筒について設計及び工事を実施している。 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、代替反応度制御、原子炉・格納容器への代替注水、格納容器からの除熱及び電源融通の設備改造を検討し、対策工事を実施している。 また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、高圧電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。 運転及び保守に関する社内規定の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。 また、運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展	新規制基準施行後に追加

ている。

開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げ

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

現行設置許可 添付書類五 (平成21年11月17日許可)	東海第二発電所 添付書類五 記載案	相違点
	以上のとおり、本変更に係る同等及び類似の設計及び運転等の経験を十分に有している。	
4. 設計及び運転等に係る品質保証活動	4. 品質保証活動	
設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、「原子力発電所における安全のため	当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるため	先行プラントの記載を踏まえ
の品質保証規程(JEAC4111-2003)」に基づき定めた品質保証規程に従い,原子力発電所の	に, 「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」に基づ	た記載の充実化
安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実	き,保安規定第3条(品質保証計画)を含んだ品質保証規程(以下「品質マニュアル」	
施し、かつ維持するとともに、そのシステムの有効性を継続的に改善している。	という。)を定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的	
	に改善している。	
	また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理	
	の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」で求められた安全文化を醸	
	成するための活動,関係法令の遵守に係る活動などの要求事項についても,品質マニュ	
	アルに反映して品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改	
	善している。	
	本変更に係る設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、この品質マネジメン	
	トシステムに基づき品質保証活動を行う体制を適切に構築し,実施していることを以下	
	に示す。	
(1) 品質保証活動の仕組み及び体制	(1) 品質保証活動の体制	
	当社における品質保証活動は、品質マニュアルに基づく社内規程及びこれらの文書	先行プラントの記載を踏まえ
	の中で明確にした記録で構成する文書体系を構築し、実施している。品質保証活動に	た記載の充実化
	係る文書体系を第3図に示す。	
当社は、社長をトップに発電部門、廃止措置部門及び建設部門(以下「実施部門」とい	品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者とし、実施部門である発電管理室、	
う。),並びに実施部門と独立した監査部門で品質保証体制を構築している。	安全室,地域共生・広報室,総務室(本店),経理・資材室,開発計画室、東海第二	
	発電所及び監査部門である考査・品質監査室(以下「各業務を主管する組織」とい	
	う。)で構築している。	
社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性について継続的	社長は、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善	
な改善を統括する責任と権限を有している。社長は、その活動が確実に行われるために実	することの責任と権限を有し、品質方針を設定し、原子力安全の重要性が組織内に伝	
施部門のそれぞれの管理責任者として発電管理室長(発電部門),廃止措置プロジェクト	達され,理解されることを確実にしている。	
推進室長(廃止措置部門)及び開発計画室長(建設部門)を,並びに監査部門の管理責任	各業務を主管する組織の長は、品質方針に従い、品質保証活動の計画、実施、評価	
者として考査・品質監査室長を任命する。	及び改善を行い,その活動結果について,実施部門の管理責任者である安全室を担当	
実施部門の管理責任者は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施、	する取締役及び監査部門の管理責任者である考査・品質監査室長がマネジメントレビ	
維持に関する責任と権限を有する。監査部門の管理責任者は、内部監査プロセスの確立、	ューのインプットとして社長へ報告している。	
実施、維持に関する責任と権限を有する。	各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足	
社長は、品質方針を設定し、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	するように定めた社内規程に基づき,責任をもって個々の業務を実施し,要求事項へ	
発電管理室長,廃止措置プロジェクト推進室長,開発計画室長及び考査・品質監査室長	の適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すための必要な記録を	
並びに発電所長等は、品質方針を達成するために各室及び発電所等の品質目標を設定す	作成し管理している。	
る。各室長及び発電所長等は、品質保証活動の計画を立案し、実施、評価及び改善を行う。	考査・品質監査室長は、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、監査部門	
考査・品質監査室長は、内部監査を実施し、その結果を社長へ報告する。	の管理責任者として,監査結果を社長へ報告している。	

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

#### 現行設置許可 添付書類五 (平成21年11月17日許可)

各業務における品質保証活動は、その業務に対する要求事項を満足するように定めた 規程類に基づき、実施部門の本店の各グループマネージャー等及び発電所等の各室長・グ ループマネージャーが責任をもって実施し、必要な記録を残すことにより、品質マネジメ ントシステムの効果的運用に努める。

社長は、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために、マネジメント レビューを実施する。実施部門及び監査部門の管理責任者は、社長が実施するマネジメントレビューで品質保証活動の実施状況を報告する。

本店に品質保証委員会を設置し、品質マネジメントシステムの基本事項を審議する。また、発電所においては、品質保証運営委員会を設置し、発電所の品質マネジメントシステムの細部事項を審議する。

#### (2) 本変更に係る品質保証活動

本変更に係る品質保証活動は、発電部門の東海第二発電所品質マネジメントシステム 組織で実施する。

設計及び工事を適確に遂行するため、要求事項を明確にし、必要な製品及び役務を調達する。また、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう調達に関する要求事項を明確にし、供給者に対する監査等により品質保証活動の実施状況の確認及び必要に応じ改善を図る。さらに、検査・試験等により、調達製品等が要求事項を満足していることを確認する。

運転及び保守を適確に遂行するため、放射性廃棄物管理、保守管理等において、関係 法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、必要に応 じて改善を行う。

なお,不適合が発生した場合は,不適合の原因を明確にし,原因を除去する等の措置 を行う。

#### 5. 技術者に対する教育・訓練

技術系社員は、原則として入社後一定期間、当社の総合研修センター及び発電所において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、及び機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。

さらに、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を、総合研修センターを中心に、国内の原子力関係機関(株式会社BWR運転訓練センター等)において実施し、知識、技能の習得に努めている。

#### 東海第二発電所 添付書類五 記載案

社長は、管理責任者からの報告内容を基にマネジメントレビューを実施し、品質方 針の見直しや品質保証活動の改善のための指示を行っている。

本店の品質保証委員会では、実施部門に共通する品質マネジメントシステムの運用 に関する事項及びマネジメントレビューのインプットについて審議している。また、 東海第二発電所の品質保証運営委員会では、発電所が所掌する品質マネジメントシス テムの運用に関する事項及び発電所におけるマネジメントレビューのインプットにつ いて審議している。

これらの審議結果が保安に影響がある場合は、別途、原子炉施設保安委員会又は東 海第二発電所の原子炉施設保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、その審議結 果は、業務へ反映させている。

#### (2) 設計及び運転等の品質保証活動

実施部門の各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を品質マニュアルに従い、その重要度に応じて実施している。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、製品及び役務の重要度に応じた調達管理を行うとともに、調達製品が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により確認している。なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、解析業務に係る調達要求事項を追加して調達管理を行っている。

実施部門の各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善している。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理している。

各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施している。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織の長はその実施状況を確認している。

上記のとおり、品質マニュアルを定めた上で、品質保証活動に必要な文書を定め、調 達管理を含めた品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び 役割を明確化した体制を構築している。

#### 5. 教育・訓練

技術者は、原則として入社後一定期間、当社の総合研修センター及び当社発電所において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練並びに機器配置及びプラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。

技術者の教育・訓練は、当社の総合研修センターのほか、国内の原子力関係機関(株式会社 BWR 運転訓練センター及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等)において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及

先行プラントの記載を踏まえ た記載の充実化

相違点

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

現行設置許可 添付書類五(平成21年11月17日許可)	東海第二発電所 添付書類五 記載案	相違点
また,原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため,保安規定に基づき 対象者,教育内容,教育時間等について保安教育実施計画を策定し,それに従って教育を実 施する。	び習熟に努める。 また、東海第二発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容及び教育時間等について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。	
本変更に係る業務に従事する東海第二発電所員に対しては、必要な教育を実施する。	本変更に係る業務に従事する技術者,事務系社員及び協力会社社員に対しては,各役割に 応じた自然災害等発生時,重大事故等発生時の対応に必要となる技能の維持と知識の向上 を図るため,計画的かつ継続的に教育・訓練を実施する。	, and a second and
6. 有資格者等の選任・配置 東海第二発電所の運転に際しては、原子炉主任技術者免状を有する能力等級特3級以 上又は役割ランク3号以上の者から原子炉主任技術者を選任し、発電所に駐在させる。	6. 有資格者等の選任・配置 発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設 の工事又は保守管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に 関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する管理職(能力 等級特3級以上又は役割ランク3号以上)の中から職務遂行能力を考慮した上で原子炉毎 に選任する。	
原子炉主任技術者は原子炉施設の運転に関し、保安の監督を誠実に行い、かつ保安のための指示が適切に遂行できるよう発電所からの独立性を有した配置としている。	発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優 先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、社長が選任 し配置することにより、発電所長からの解任等を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は 運転に従事する者(発電所長を含む。)へ必要な指示を行うことができる。 発電用原子炉主任技術者は、発電管理室に所属し、発電所に駐在の上、保安規定に定める 職務を専任する。	
また,代行者は原子炉主任技術者免状を有する能力等級特4級以上又は役割ランク4 号以上の者から選任し,職務遂行に万全を期している。	発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす管理職(能力等級特4級以上又は役割ランク4号以上)の中から選任し、職務遂行に万全を期している。	, _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _
運転責任者は経済産業大臣が定める基準に適合した者の中から選任し, 発電長の職位 としている。	運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電長の職位としている。	

赤字:設備,運用又は体制の相違

青字:記載箇所又は記載内容の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

現行設置許可 添付書類五(平成21年11月17日許可)

東海第二発電所 添付書類五 記載案

相違点

(本文内より転記)

第1表 本店及び東海第二発電所の技術者の人数

平成21年7月1日現在

	技術者	技術者	技術者のうち有資格者の人数					
	の総数	の う ち 理 者	任技術者	第一種ボイ ラー・タービン 主任育 者有資 者の人数	者の基準 に適合し	射線取扱 主任者有	術者有資	
本店	247	149 (149)	27	12	3	44	8	
東海第二 発電所	249	85 (85)	6	11	10	21	4	

注:()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。

#### 第1表 本店及び東海第二発電所の技術者及び有資格者の人数

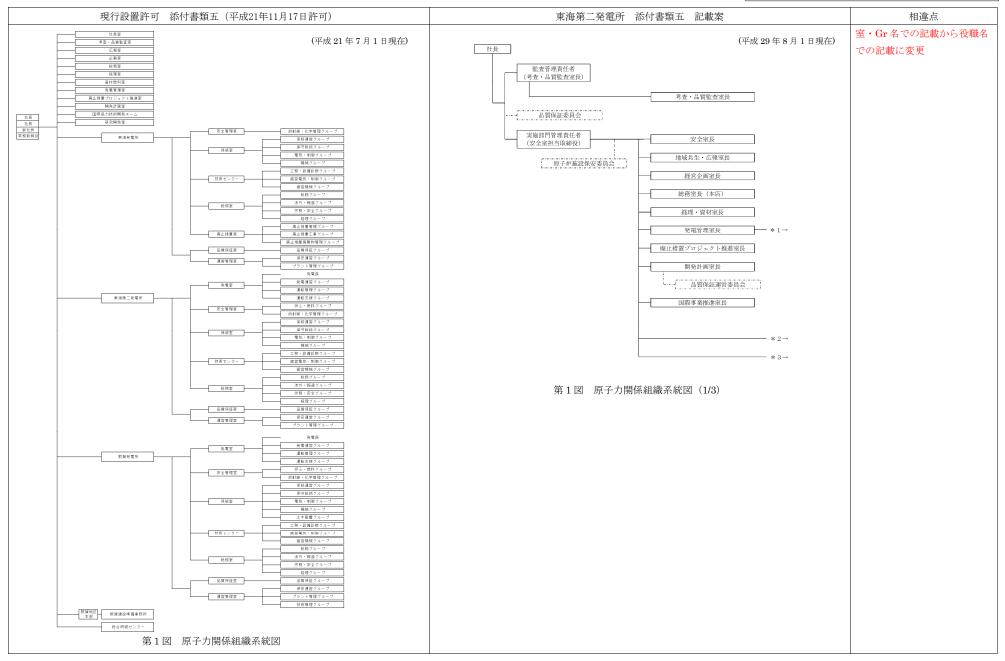
(平成 29 年 8 月 1 日現在)

				技術者の	うち有資格	者の人数	
	技術者の総人数	技術者の うち管理 職の人数 *1	発電用原 子炉自主 任技術者 の人数	第1種 ボイラー・ター ビン主任 技術者有 資格者の 人数	第1種 電気主任 技術者有 資格者の 人数	第1種 放射線主 任技術者 有資格者 の人数	運転責任 者の基準 に適合し た者の 人数
本店	402	195 (180)	21	5	5	64	2
東海第二 発電所 <sup>※2</sup>	213	89 (87)	3	8	2	18	11

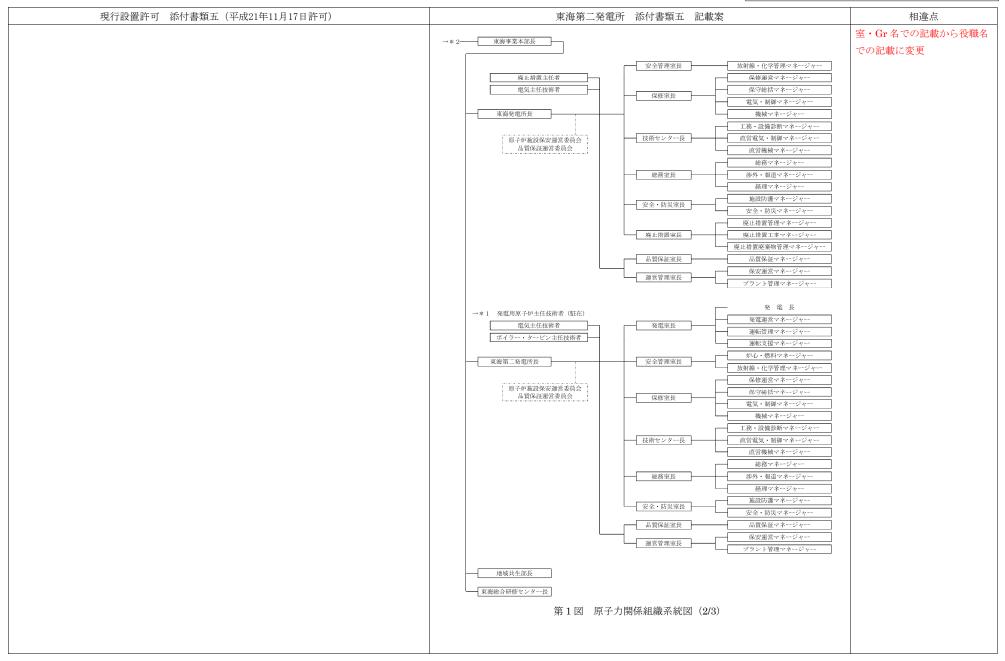
※1:()内は、管理職のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。

<sup>※2</sup> 東海第二発電所の人数には、東海発電所専任の者は含まない。

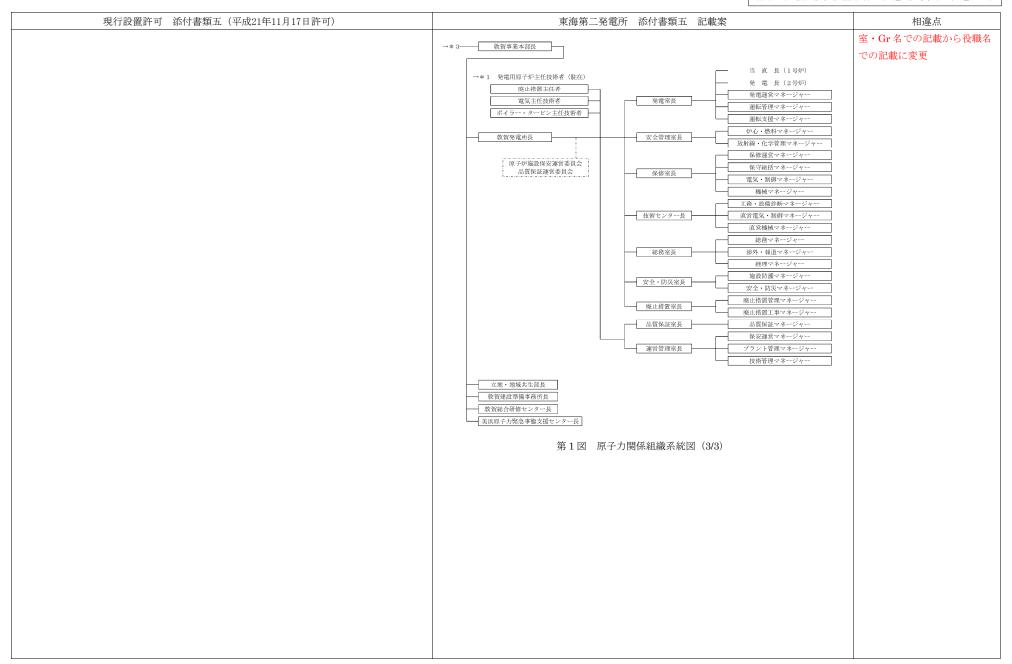
赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違



赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違



赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違



赤字: 設備, 運用又は体制の相違 青字: 記載箇所又は記載内容の相違

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

現行設置許可 添付書類五 (平成21年11月17日許可) 東海第二発電所 添付書類五 記載案 相違点 (該当する図なし) 新規制基準施行後に追加 本部 作業班 組織 主な構成要員 構成 主な任務 組織 主な任務 事故に関する情報収集,整理本店総合災害対策本部との連絡, 調整 ○原子力防災管理 者(所長) 災害対策活動の統括 情報班 ○運営管理室 方針の決定 社外機関との連絡、調整 ・広報に関する関連機関との連絡、 ○副原子力防災管 理者 ・本部長の補佐 本部長代理 広報班 ○総務室 ・報道機関対応 ・発電所内外への情報提供 発電所災害対策本部の運営要員、資機材等の調達 ・退避誘導 ・医療(救護)に関する措置 原子炉主任 ○発電用原子炉 本部長への意見具申各班長への助言又は協力 庶務班 ○総務室 所內警備 技術者 主任技術者 ・所付警順 ・消火活動 ・アクセスルート確保 ・放射性物質拡散抑制対策等 ・二次災害防止に関する措置 事故状況の把握,評価 〇各室長 ・本部長への意見具申・各班長への助言又は協力 ・プラント状態の進展予測,評価・事故拡大防止対策の検討及び技 ○日玉尺(一部マネージャー) ○安全管理室 発電所内外の放射線,放射能の 状况把握 ○原子力防災管理 者又は本部長が 影響範囲の評価 本部補助員 ・本部員の補助 放射線管理班 ○安全管理室 ・被ばく管理 ・汚染拡大防止措置に関する対応 及び技術的助言 事故の影響緩和,拡大防止措置 に関する対応不具合設備の応急復旧 保修班 ○保修室 う措置 ・可搬型設備の準備と操作 ・プラント状況把握及び対策本部 へのインブット ・事故の影響緩和,拡大防止に関 する運転上の技術的助言 ・運転操作に関する指揮、命令、 運転班 ○発電室 判断 ・事故の影響緩和,拡大防止に関 第2図 原子力防災組織図

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

現行設置許可 添付書類五 (平成21年11月17日許可)	東海第二発電所 添付書類五 記載案				相違点
		新規制基準施行後に追加			
(該当する図なし)	(1) 一次文書		(1/4%)	29年9月1日現在)	
	品質保証計画 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	
	4.2.1	QM共通: 4-2	品質保証規程	安全室	
	(9) IEAC4111	-9000 松亜北土ス	"文書化された手順"である二	<b>歩</b> ★ 書:	
	品質保証計画				]
	関連項	管理番号	文書名	所管箇所	
	4.2.3	QM共通: 4-2-1	文書取扱要項	総務室 (本店)	
	4.2.4	QM共通: 4-2-2	品質記録管理要項	発電管理室	
	8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	
	8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通: 8-3-1	不適合管理要項	安全室	
	8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	
	0.0.0	第3図 品質保証	 活動に係る文書体系(1/2)		
		)14 O EL HE 94 1/14 HE			
					1

赤字:設備,運用又は体制の相違 青字:記載箇所又は記載内容の相違

(該当する図なし)	(3) 二次文書 品質保証計画 関連項 4.1	管理番号 QM共通: 4·1·1	文書名	29年9月1日現在)	新規制基準施行後に追加
	品質保証計画 関連項 4.1		1		
	品質保証計画 関連項 4.1		文書名	are fate fate are	
	関連項 4.1		文書名	=r: k/k: k/k: =r:	1
	4.1	QM共通: 4-1-1		所管箇所	
	5.4.1		原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	
	5.4.1	QM共通: 4-1-2	品質管理要項	安全室	
		QM共通: 5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	
	5.5.3	QM共通: 5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会 運営要項	安全室	
	5.6	QM共通: 5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	
	6.2.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室 (本店)	
		QM東Ⅱ: 6-2-2	運転責任者の合否判定等業務等に関する要項	発電管理室	
		QM東II: 6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要 項	総務室 (本店)	
	6.3	QM東Ⅱ: 7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	
	6.4	QM共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室 (本店)	
	7.1	QM東Ⅱ:7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	
		QM東Ⅱ: 7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	
		QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	
		QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	
		QM東Ⅱ:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	
		QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	
		QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活 動要項	安全室	
	7. 2. 1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室 (本店)	
		QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室	
	7.2.2	QM共通: 7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施 設保安運営委員会要項	発電管理室	
	7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業 務要項	発電管理室	
		QM東Ⅱ: 7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室	
	7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	
	7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	発電管理室	
		QM共通: 7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室	
	7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	
	7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室	
	8.2.1	QM共通: 7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業 務要項	発電管理室	
	8.2.3	QM共通: 8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
	8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室	
	8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー 「ニューシア」登録管理要項	発電管理室	
	8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	
		第3図 品質係	呆証活動に係る文書体系 (2/2)		